

(航空法施行規則の一部改正)

第九条 航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十六条の七 法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に、脱帽、上三分身を写した台紙に貼らないもの(縦三センチメートル、横二・四センチメートル)で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。)</p> <p>二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(技能証明の申請)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの(縦三センチメートル、横二・五センチメートル)で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。)</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>3 〆5 (略)</p>	<p>第十六条の七 法第十条の二第一項の認定を申請しようとする者は、左に掲げる事項を記載した耐空検査員認定申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの(縦三センチメートル、横二・四センチメートル)で、裏面に氏名を記載したもの。以下この章において同じ。)</p> <p>二葉及び次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(技能証明の申請)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、写真(申請前六月以内に、脱帽、上半身を写した台紙にはらないもの(縦三センチメートル、横二・五センチメートル)で、裏面に氏名を記載したもの。以下同じ。)</p> <p>一 〆三 (略)</p> <p>3 〆5 (略)</p>

(気象業務法施行規則の一部改正)

第十条 気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

		改正後	改正前
		<p>(試験の申請)</p> <p>第十六条 試験(指定試験機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第一号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 最近六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真</p>	<p>(試験の申請)</p> <p>第十六条 試験(指定試験機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第一号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦五センチメートル、横五センチメートルの写真</p>
		改正後	改正前
	<p>第十一條 動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	<p>(運転免許の申請)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートルの申請者の写真(以下「免許用写真」という。)二枚(第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚)を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(運転免許の申請)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルの申請者の写真(以下「免許用写真」という。)二枚(第九条の規定により試験の全部の免除を受けようとする者にあつては、一枚)を添付しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
		改正後	改正前
		改正後	改正前

(宅地建物取引業法施行規則の一部改正)
 第十三条 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(登録の申請) 第十四条の三 (略)</p> <p>2 前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(宅地建物取引士資格登録の移転の申請) 第十四条の五 (略)</p> <p>2 前項の登録移転申請書には、登録の移転の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(宅地建物取引士証の交付の申請) 第十四条の十 法第二十二條の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「宅地建物取引士証用写真」という。)を添えて、登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(登録の申請) 第十四条の三 (略)</p> <p>2 前項の登録申請書には、登録の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>(宅地建物取引士資格登録の移転の申請) 第十四条の五 (略)</p> <p>2 前項の登録移転申請書には、登録の移転の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真を貼付しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(宅地建物取引士証の交付の申請) 第十四条の十 法第二十二條の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した宅地建物取引士証交付申請書(以下この条において「交付申請書」という。)に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「宅地建物取引士証用写真」という。)を添えて、登録を受けている都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(施工技術検定規則の一部改正) 第十四条 施工技術検定規則(昭和三十五年建設省令第十七号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。</p>	
改正後	改正前
<p>(第一次検定の受検申請) 第四条 第一次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十六條第一項第一号又は第二号に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第三号に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、</p>	

同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(第二次検定の受検申請)

第四条の二 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。))にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類)を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若しくは第二号口に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

同項第四号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第二項に該当する者にあつては第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第一次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

(第二次検定の受検申請)

第四条の二 第二次検定を受けようとする者は、様式第一号による技術検定受検申請書に、令第三十七条第一項第一号に該当する者にあつては第一号、第五号及び第六号に掲げる書類(受検しようとする第二次検定と種目を同じくする一級の第一次検定を令第三十六条第一項第三号に該当する者として受検した者(同項第一号、第二号又は第四号に該当する者を除く。))にあつては、第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類)を、令第三十七条第一項第二号又は第二項第一号口若しくは第二号口に該当する者にあつては第三号、第五号及び第六号に掲げる書類を、同項第一号イ(1)若しくは(2)又は第二号イ(1)に該当する者にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同項第一号イ(3)若しくは(4)又は第二号イ(2)に該当する者にあつては第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣(第二次検定を受けようとする者からの技術検定受検申請書の受理に関する事務を行う者が指定試験機関であるときは、指定試験機関。次項において同じ。)に提出しなければならない。

一〇五 (略)

六 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真

2 (略)

第十五条 (タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正)
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

(登録申請書)

第三条 (略)

2 (略)

3 法第五条第三項の規定により第一項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前六月以内に撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルの単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「申請用写真」という。)とする。
 第一号様式(ホ51)

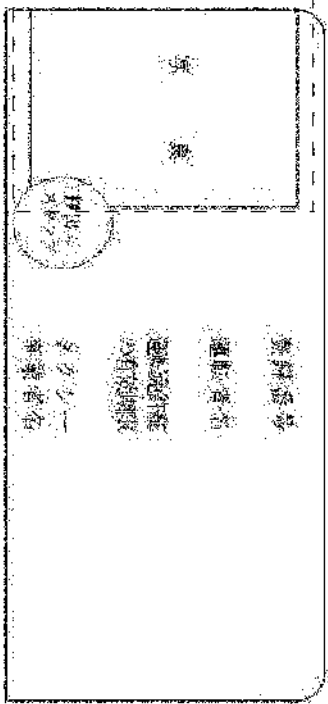
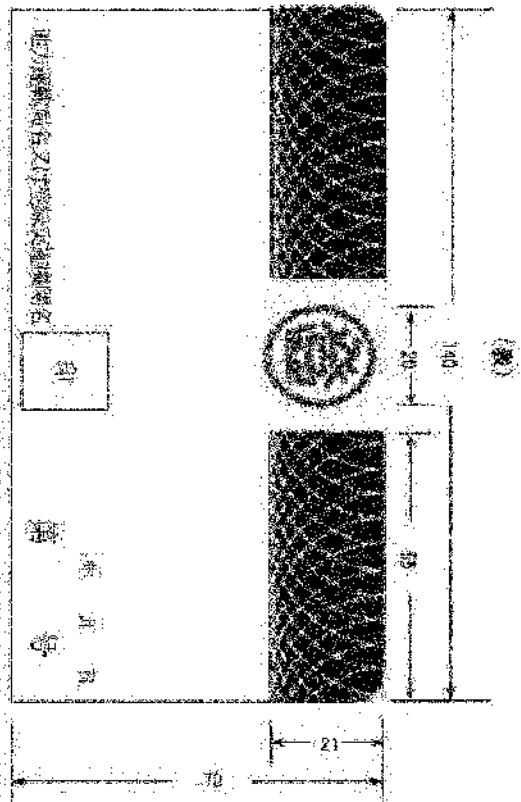
(登録申請書)

第三条 (略)

2 (略)

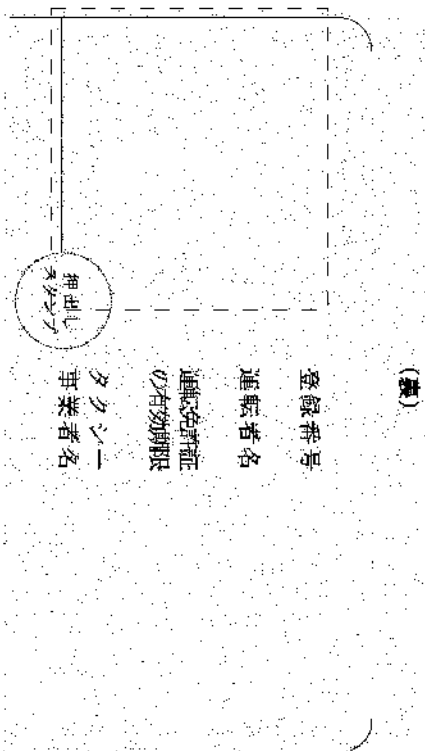
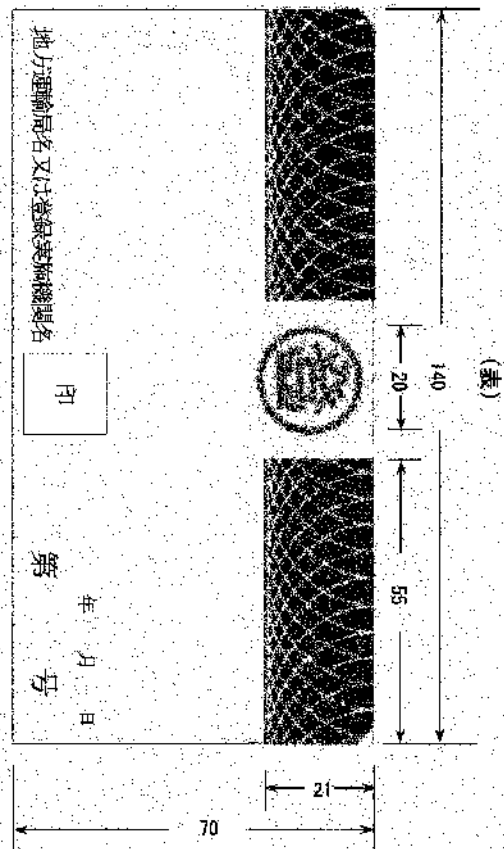
3 法第五条第三項の規定により第一項の申請書に添付すべき申請者の写真は、申請前六月以内に撮影した五センチメートル平方形の単独、無帽、正面、無背景の顔写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「申請用写真」という。)とする。
 第一号様式(ホ51)

第八号様式



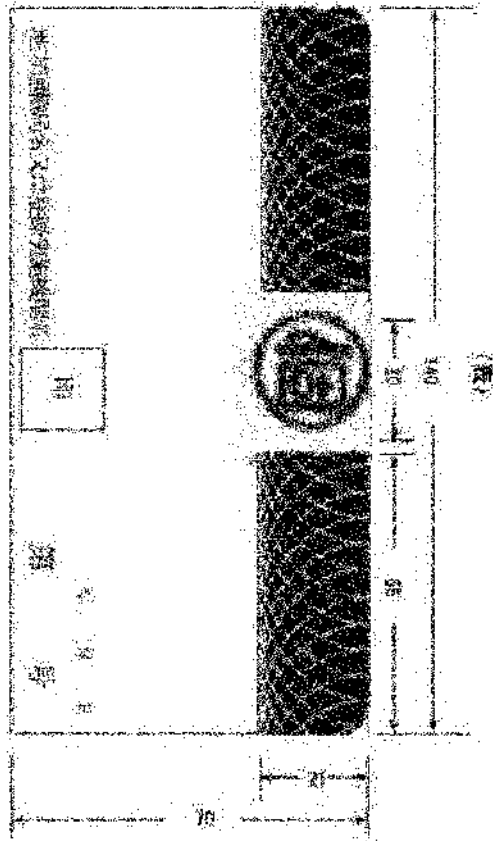
注 (略)

第八号様式

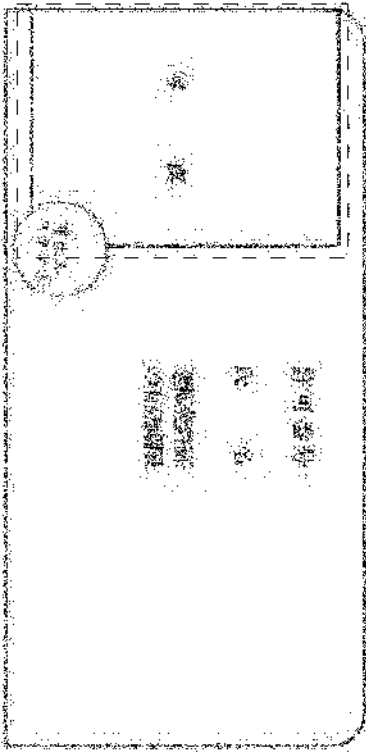


注 (略)

第十三号様式

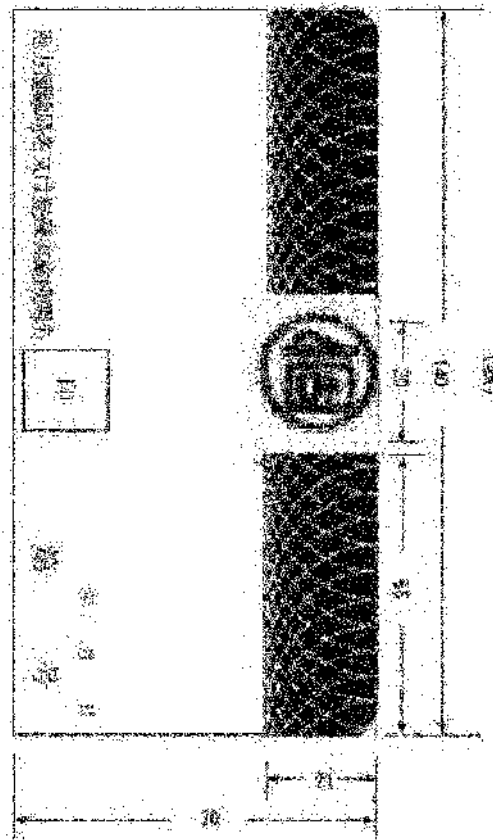


(裏)

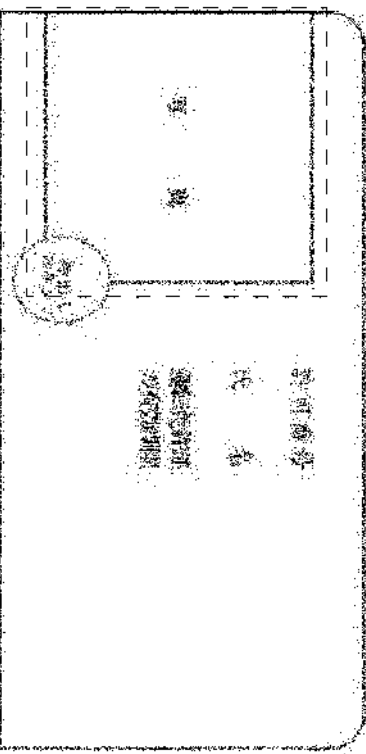


注 (略)

第十三号様式



(裏)



注 (略)

(旅行業法施行規則の一部改正)
 第十六条 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

第十号様式(第二十七条第二項関係)

旅行業新取扱普通客簿

(筆 跡)					
氏 名	× 年 月 日(生)				
所属事業者					
(年 月 日)					

旅券旅行業新取扱普通客簿
 上記の旅客簿に新規する国内旅行業新取扱普通客簿
 地域別特定旅行業新取扱普通客簿
 なることを証する。
 (発行日) 年 月 日

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称
 主たる営業所の所在地
 代表者 氏 名

第十号様式(第二十七条第二項関係)

旅行業取扱普通客簿

(筆 跡)					
氏 名	× 年 月 日(生)				
所属事業者					
(年 月 日)					

旅券旅行業取扱普通客簿
 上記の旅客簿に新規する国内旅行業取扱普通客簿
 地域別特定旅行業取扱普通客簿
 なることを証する。
 (発行日) 年 月 日

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称
 主たる営業所の所在地
 代表者 氏 名

第十一号様式(第二十八条関係)

旅行業新取扱普通客簿

(筆 跡)					
氏 名	× 年 月 日(生)				
所属事業者					
(年 月 日)					

上記の旅客簿に新規する外国旅行業取扱普通客簿
 なることを証する。
 (発行日) 年 月 日

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称
 主たる営業所の所在地
 代表者 氏 名

第十一号様式(第二十八条関係)

旅行業取扱普通客簿

(筆 跡)					
氏 名	× 年 月 日(生)				
所属事業者					
(年 月 日)					

上記の旅客簿に新規する外国旅行業取扱普通客簿
 なることを証する。
 (発行日) 年 月 日

旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称
 主たる営業所の所在地
 代表者 氏 名

第十七条 土地区画整理士技術検定規則の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(受験申請)

第二条 土地区画整理士技術検定を受けようとする者は、別記様式第一による土地区画整理士技術検定受験申請書に、令第六十二条の二第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に規定する学科を修めたものにあつては第一号及び第二号並びに第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に掲げる学科を修めなかつたものにあつては第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第四号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げる書類を、同条第五号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（土地区画整理士技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの土地区画整理士技術検定受験申請書の受理に関する事務を行う者が指定検定機関であるときは、指定検定機関）に提出しなければならない。

(受験申請)

第三条 土地区画整理士技術検定を受けようとする者は、別記様式第一による土地区画整理士技術検定受験申請書に、令第六十二条の二第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に規定する学科を修めたものにあつては第一号及び第二号並びに第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第一号から第三号までに該当する者のうち当該各号に掲げる学科を修めなかつたものにあつては第一号及び第四号から第六号までに掲げる書類を、同条第四号に該当する者にあつては第三号から第六号までに掲げる書類を、同条第五号に該当する者にあつては第四号から第六号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（土地区画整理士技術検定の学科試験又は実地試験を受けようとする者からの土地区画整理士技術検定受験申請書の受理に関する事務を行う者が指定検定機関であるときは、指定検定機関）に提出しなければならない。

一五 (略)

六 申請前六月以内に、脱帽して正面から写した写真で、縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもの

一五 (略)

六 申請前六月以内に、脱帽して正面から上半身を写した写真で、縦五・五センチメートル横四センチメートルのもの

第十八条 浄化槽設備士に関する省令の一部改正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

(受験申請)

第十条 試験を受けようとする者は、受験申請書に、第八条第一号から第三号までのいずれかに該当する者にあつては第一号、第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第四号に該当する者にあつては第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第五号に該当する者にあつては第二号から第四号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（受験申請書の受理に関する事務を行う者が法第四十三条第四項に規定する指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

(受験申請)

第十条 試験を受けようとする者は、受験申請書に、第八条第一号から第三号までのいずれかに該当する者にあつては第一号、第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第五号に該当する者にあつては第三号及び第四号に掲げる書類を、第八条第五号に該当する者にあつては第二号から第四号までに掲げる書類をそれぞれ添付して、これを国土交通大臣（受験申請書の受理に関する事務を行う者が法第四十三条第四項に規定する指定試験機関（以下単に「指定試験機関」という。）であるときは、指定試験機関）に提出しなければならない。

二・三 (略)

四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

二・三 (略)

四 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ五・五センチメートル、横の長さ四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

(マシンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正)

第二十條 マシンの管理の適正化の推進に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とを改める。

改正後	改正前
<p>(管理業務主任者証交付の申請)</p> <p>第七十三條 法第六十條第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」という。)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(管理業務主任者証交付の申請)</p> <p>第七十三條 法第六十條第一項の規定により管理業務主任者証の交付を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した管理業務主任者証交付申請書に交付の申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの(以下「管理業務主任者証用写真」という。)を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第二十一條 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成十四年国土交通省令第百二十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とを改める。

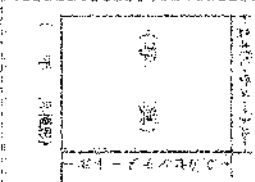
改正後	改正前
<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第九條 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一、三 (略)</p> <p>四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の縦三・〇センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真を貼り付けた運転代行業務従事者の名簿</p> <p>2 (略)</p>	<p>(帳簿の備付け)</p> <p>第九條 法第二十条第二項の国土交通省令で定める帳簿は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一、三 (略)</p> <p>四 運転代行業務従事者の氏名を記載し、かつ、名簿作成前六月以内に撮影した単独、上半身、無帽、正面、無背景の縦三・六センチメートル以上、横二・四センチメートル以上の大きさの写真を貼り付けた運転代行業務従事者の名簿</p> <p>2 (略)</p>

(観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正)
第二十二條 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則(平成二十年国土交通省令第六十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

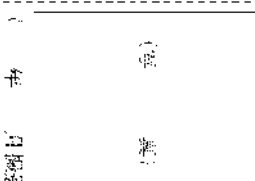
改正後

改正前

別添第二号様式(第九条の二関係)

 (号 章) (年 月 日) (平 陽 郵 政)	観光圏内観光旅行業務取扱管理者証 氏 名 (年 月 日生) 所属営業所 上記の営業所に所属する観光圏内観光旅行業務取扱 管理者であることを証明する。 (発行日) 年 月 日 観光圏内観光旅行業務取扱管理者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代 票 者 氏 名
--	--

別添第二号様式(第九条の二関係)

 (号 章) (年 月 日) (平 陽 郵 政)	観光圏内観光旅行業務取扱管理者証 氏 名 (年 月 日生) 所属営業所 上記の営業所に所属する観光圏内観光旅行業務取扱 管理者であることを証明する。 (発行日) 年 月 日 観光圏内観光旅行業務取扱管理者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代 票 者 氏 名
--	--

第二十三条 (国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正)
 次表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別記第一号様式(第六条関係)

奄美群島内限定旅行業務取扱管理者記

(写真)

氏 名 (年 月 日迄)
 所属営業所

(年 月撮影)

上記の営業所に所属する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者であることを証明する。
 (発行日) 年 月 日

奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の氏名又は名称
 主たる営業所の所在地
 代 表 者 氏 名

別記第二号様式(第六条関係)

奄美群島内限定旅行業務取扱管理者記

(写真)

氏 名 (年 月 日迄)
 所属営業所

(年 月撮影)

上記の営業所に所属する奄美群島内限定旅行業務取扱管理者であることを証明する。
 (発行日) 年 月 日

奄美群島内限定旅行業務取扱管理者の氏名又は名称
 主たる営業所の所在地
 代 表 者 氏 名

第二十四条 (小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部改正)
 次表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別記第四号様式 (第十条関係)

別記第四号様式 (第十条関係)

小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者証

(字 典)

氏 名 (年 月 日生)

別居営業所

(年 月撮影)

上記の営業所に所属する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。

(発給日) 年 月 日

小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の氏名又は名称
 たる営業所の所在地
 代 表 者 氏 名

別記第四号様式 (第十条関係)

別記第四号様式 (第十条関係)

小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者証

(字 典)

氏 名 (年 月 日生)

別居営業所

(年 月撮影)

上記の営業所に所属する小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者であることを証する。

(発給日) 年 月 日

小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の氏名又は名称
 たる営業所の所在地
 代 表 者 氏 名

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。